

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省健康局予防接種担当参事官室）

項目名	予防接種基本計画等の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、消費税、国税徴収法											
要望の内容	<p>現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において、予防接種基本計画等の見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>具体的には、予防接種法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置(※)について、救済給付の額の変更などを行う可能性がある。</p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止(所得税)</li> <li>○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税</li> <li>○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る)の少額預金の利子所得の非課税(所得税)</li> <li>○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止</li> </ul> <table border="1" data-bbox="885 1019 1487 1187"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	( —	百万円)										
(改正増減収額)	( —	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的                  予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために予防接種基本計画を定めることとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性                  現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において、予防接種基本計画等の見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて救済給付の額の変更等の税制に影響がある見直しを行う場合は所要の措置を講じる。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標5-1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことによる健康被害に対する救済給付について、税制上の政策的な配慮を行うことで、予防接種の実施等を適切に担保し、もって国民の健康の保持に寄与するもの。
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する救済給付については、引き続き税制上の政策的な配慮を行う必要があり、現行の給付と同様の措置を講ずるべきである。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	